

これまでの検討会における主な意見（案）

< 1. 対象となる女性の範囲とニーズに対応した支援について >

項目	意見
◆対象となる女性の範囲について	➤「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（H14. 3. 29 雇児発 0329003：局長通知）【参考資料 1－1】P1～8 ➤婦人相談所における人身取引被害者への対応について（H16. 8. 16 雇児福発 0816001：課長通知）【同】P9～13 ➤「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（H25. 10. 1 雇児福発 1001 第 2：課長通知）【同】P14 ○ DV防止法の改正に合わせて業務内容が見直されることなく、次々と発出される通知により単に業務が加えられているのが現状。このことが全国の婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターの役割に重きを置かれていることの背景にある。 ○ 売春をした女性が結婚してDV被害者になることもあり、その逆もある。その時々の主訴によって要保護女子と暴力被害女性とに分けていて、一人の女性として一貫した支援ということが現行の婦人保護事業実施要領の中では掲げられていない。 ➤婦人保護事業の実施要領について（S38. 3. 19 厚生省発社 34：事務次官通知）【参考資料 1－1】P15～23 ○ 対象とする女性は、それぞれの法律の項目を挙げるような形ではなく、緊急の保護又は自立の援助を必要とする女性及びその者の監護する児童ということで、そのときの背景がどのようなことであっても、その時々での保護の必要性や支援の内容に焦点を当てた支援というのが、対象女性というふうに考えていいのではないかと。 ○ 包括的な定義は、対象は困難な問題を抱えるすべての女性とし、その人権を擁護し、一人ひとりの問題に関して総合的な社会支援を行うとしてはどうか。

	○ 具体的な定義については、あらゆる暴力の被害者、日常生活を営む上での困難な問題を抱える女性を範囲として、生活上の様々な困難を抱えた女性やその子どもたちの一人ひとりの事情に合わせ、再出発のために社会資源をコーディネートし、問題解決及び女性の自己決定権を支える等の支援を行うとしてはどうか。 ○ 他法他施策優先については削除すべき。より柔軟に関係機関との連携を図り、年齢や管轄で区切ることのない一貫した支援のあり方が必要。 ○ 支援の現場では、要保護女子ということではなく、性的被害を中核として侵害を受けたすべての女性を対象にしている。 ➤ 婦人保護事業における性暴力被害・性犯罪被害状況 (H28 実施状況報告) 【参考資料 2】 P1
◆ 若年女性や性暴力被害等のニーズに対応した支援について	若年女性 (法の狭間) ○ 若年女性への性暴力が法の狭間に落ちており、本来は婦人保護事業が取り組むべき対象であるにもかかわらず取り残されている。 ➤ 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの概要 (内閣府) 【参考資料 2】 P2, 3 ➤ 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧 (内閣府) 【同】 P4～6 ○ 20 歳未満の若年女性については、法律の狭間にあることが支援の困難さを増幅させており、通常の婦人相談員の資源やスキルでは対応が困難。若年女性については、抱える問題の内容によって狭間が解消されるような支援のあり方を検討すべき。 ➤ 一時保護所、婦人保護施設における入所者の属性別・主訴別状況 (H29 調査研究) 【参考資料 2】 P7～14 (利用のしづらさ) ○ 特に性被害や性的搾取の被害に遭った少女たちは、精神的な不安を抱えながら生きているが、困難を抱えた少女たちが自ら公的な機関に助けを求めることは、かなり高いハードルがある。

- 公的機関の問題として、開所時間や一時保護に至るまでの時間等の問題で、使いたいと思っても利用することを諦めてしまう少女たちが後を絶たないのではないかと。もっと手前で、早期の段階で少女たちにつながって、もっとアウトリーチしていく必要があり、ハードルを下げて、間口を広げて出会うことが大事。
- 一時保護の同意が得られないということは、つまり使いたいと思われていないということであり、ルールや国の運営方針の見直しが必要。
➤ 婦人相談所ガイドライン (H26. 3) 【参考資料 1 - 2】 P21, 22
- 売春防止法の枠の外にいる女の子たちは、相談窓口があってもたどり着けない子たちであり、気軽に立ち寄れる居場所づくりが必要。
- (支援の課題、スキルの向上)
- 若年女性の支援の課題として、婦人相談員の年齢が高く相談しづらい現状があるのではないかと。また、実際の支援に当たっては、未成年の場合に保護者の同意がなければ自立に向けた支援が非常に困難という現実がある。
➤ 婦人相談員の年齢別の状況 (H28 実施状況報告) 【参考資料 2】 P15, 16
- 若年女性への対応スキルの向上、児童虐待に適切に対応するための心理的ケアの充実が必要。例えば、一時保護所とは別の場所で、別の支援方法によって保護することも必要ではないかと。
- 行政機関や警察署などに、若年女性に特化した問題に詳しい担当者の配置が必要。
- 相談先が若年女性のニーズに合っておらず、つながっていない少女たちがたくさんいるという対策の不十分さがある。
- 公的な機関が若年女性の課題をカバーしきれていないが、これは根拠法の想定と実態が違うというところがあるわけで、ある意味カバーしきれないのは必然的な問題である。

	(リプロの問題) ○ 児童福祉と女性支援のクロスするところで、必ずしも 18 歳以上 18 歳未満とスパッと切れないようなことが実はあって、その中で争点になっていくのがリプロの問題、児童福祉が想定していない女性性の問題が出てきていて、逆に婦人保護事業の場合は母親役割が登場して、16、17 歳の方々への本当に適切な支援にはなっていないという状況があぶり出されている。 ○ 暴力の問題とリプロの問題というのは実は不可分の問題。必ずしもこれまできちんと論じられてこなかったが、現実には 15 とか 16 歳以上になると、性関係の問題や性関係があれば妊娠、出産の問題が不可避免に出てくる場合が多いというところをきちんと把握して、どういう支援が必要なのかということを考えていかないといけない。 (その他) ○ 公的な保護を求めない相談者に対しても、障害の診断やトラウマ治療の専門家などの医療につなぐサポートをしてもらえたらいいと思う。 ○ 若干非論理的な話をすると、援助交際のおそれという意味では売春のおそれがある。一方で、性被害のおそれも当然ある。違法行為の主体としての責任を問う意味でのおそれと、被害から保護するという意味でのおそれ。そこが重なっている 10 代の少女の、そのおそれをなくすことを優先すべきではないか。 児童を同伴する女性とその同伴児童 ○ 同伴児童への対応が的確にできていない。特に心理的ケア、本人への心理判定が、子どもたちにも何とかしようということで、悪く言えば片手間になっている。同伴児童についても支援対象の主体として捉えるべき。 ➤同伴児童対応指導員配置状況(H28 実施状況報告)【参考資料 2】P17～20 ➤心理判定員、心理療法担当職員配置状況(H28 実施状況報告)【同】P21～23 ➤婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について(H14. 5. 30 雇児発 053007：局長通知)【参考資料 1－1】P24～30
--	---

○ 本人や同伴児童への心理的ケアについては、母子の回復プログラム・並行プログラムのシステム化を提案したい。親子回復プログラムについては、実績のある民間団体への委託事業として予算化してほしい。

○ 同伴児童の問題は婦人保護事業の大きな問題。一時保護に入り通学できない期間が1～2か月に及ぶ場合もあり、学習権の保障はどうなっているのか。

性暴力被害

(医療、心理的ケア)

○ 性被害を受けて心と体が傷ついた人にとって、医療と心理的ケアは本質的に必要であり、これは連携ではなく内在的な機能として必要。今でも婦人相談所には判定ということで医療関係者が必要となっているが、判定だけではなくむしろケアということで医療及び心理的ケアが必要。

➤心理判定員、心理療法担当職員配置状況(H28 実施状況報告)【参考資料2】P21～23

(スキルの向上)

○ 性暴力被害者への支援については相談者に寄り添った支援をしているが、婦人相談員が二次受傷する場合も多いことから、スーパーバイザーの体制が必要。

➤婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する調査・検討報告書(H29.3)
【参考資料2】P24～32

○ 性虐待や性被害を取り扱う専門的スキルが、女性支援に関わる人たちの中にも確実に必要であり、その被害に寄り添える思いを馳せる人が窓口にいないと二次被害を受けたりすることも現実にある。性虐待に対する意識や取り組みがあまりにも日本では遅れていると感じる。

○ 妊娠は本人の問題とされてしまうところがあり、支援者もその知識経験が抜けている。女性支援を考えるうえで性教育をやっていかないと根本的な解決にはつながらない。

➤婦人相談員相談・支援指針(H27.3)【参考資料1－3】P82～88

(その他)

- ある意味命を大事にするからこそ、中絶する権利や中絶できることの選択肢が困難な状況にある人たちにもうちょっと何か支援が展開されてほしい。
- 性被害のことは、本来であれば婦人保護事業が取り上げてこなればいけなかったが、やれてこなかった。
- 本人への性暴力、子どもたちへの性虐待の実態を明らかにして、女性支援として取り上げるべきは、性被害・性搾取の問題だろうと深く思う。

支援システム

- 婦人相談所はすべて配偶者暴力相談支援センターの看板を掲げている。DV被害者への支援は法律等で示されているため、そこに向けての支援は行いやすい。
➤配偶者暴力相談支援センター一覧(内閣府)【参考資料2】P33～41
- DV被害者とそうでない方の支援の中身は違う。同じ暴力でも、配偶者と親からでは支援措置やサービスが異なり非常にやりにくい。
➤一時保護所、婦人保護施設における入所者の属性別・主訴別状況(H29 調査研究)【参考資料2】P7～14
- 現場で日々起きている問題は、メンタルヘルスの安定が保てないことによることがすごく大きいと思う。精神科医、心理の人間が効率的にサポートしていくシステムをぜひ議論すべき。
- 子どもの貧困の連鎖と同様、女性福祉においてもDVによる影響を克服し、連鎖を絶つための回復的支援の領域に力を入れていくことが必要。
- 社会福祉の仕組み、考え方はこの10年で変わってきている。当事者中心の支援システムに、措置から権利の考え方へ変えていくべき。

○ なぜ女性か。暴力から逃れて待っているのは生活苦、そして養育と女性と子どもの貧困。逃れた後の支援のシステムがない。女性ゆえに予期せぬ妊娠、不安定な雇用、様々なことが女性が抱えている大きな問題、女性性の困難である。

○ 今回は若年女性の性暴力、性搾取の問題が非常に緊急性があり重要な問題なので集中的に議論されるべき。一方で、障害のある方、外国籍の方、高齢の方などに対する支援の問題も落ちないように議論していくべき。

➤一時保護所、婦人保護施設における入所者の属性別・主訴別状況(H29 調査研究)【参考資料2】P7～14

支援の専門性

○ これだけ複雑・複合的な課題を抱え、しかも暴力、性暴力を受けた女性たちに、支援に専門性があって当たり前。

➤婦人保護事業における性暴力被害・性犯罪被害状況(H28 実施状況報告)【参考資料2】P1

○ 婦人保護施設の支援員は、専門職として広い視野と専門性の高い支援が求められ、現に精一杯そのことに対応している。一人ひとりのステージとともに歩みを進めている。売春防止法にはない支援が求められている。

○ 職員の専門性を担保するためには、運用上の研修やスーパービジョンも重要だが、新たな仕組みを考えていく必要があるのではないか。

➤「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書(H30.3)

総合考察

1. 運用上の課題

(1) ソーシャルワーク実践に関わる課題

(2) 支援プログラム

＜ 2. 各実施機関における役割や機能について＞

項目	意見
◆都道府県と市区町村の役割について	婦人相談員の設置義務 ○ 婦人相談員の市区町村への設置義務がポイントではないか。また、婦人相談員は幅広い知識と多様な属性・課題への対応が求められているため、資格を明確化してそれに見合った賃金の保障が必要。 ➢ 婦人相談員の配置状況(H28 実施状況報告)【参考資料 2】P42 ➢ 売春防止法第 35 条(婦人相談員)【参考資料 3】P5 ○ 市区への婦人相談員の設置を義務としてほしい。そうすることで、他法他施策優先を削除することも可能ではないか。 ➢ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(H14. 3. 29 雇児発 0329003：局長通知)【参考資料 1－1】P1～8 ○ 婦人保護事業の位置付けを市区町村の責務とし、市区では任意設置となっている婦人相談員について設置義務とするとともに、専門職として位置付けるべき。 ○ 一時保護等の婦人保護事業の窓口となる専門相談員がどの市区にも配置されることが必要であり、配置された専門相談員が孤立せず、有効な相談が行えるよう組織として相談業務を支える仕組みが必要。 ○ 法整備や財政措置を国に求めていく必要がある事項としては、婦人相談員の全市区町村への必置義務化、アフターケア事業の人員配置や対象の拡大など制度の見直し、婦人保護施設や一時保護所における職員配置基準等の見直し、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の他法他施策との整理、市町村及び女性相談センター、施設の役割分担の明確化である。 ➢ 婦人相談所に関する政令(S32. 4. 1 政令 56)【参考資料 1－1】P34～38 ➢ 婦人相談所設置要綱について(S38. 3. 19 厚生省発社 35：事務次官通知)【同】P39～41 ➢ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(H14. 3. 27：厚生労働省令 49)【同】P44～49

市区町村の位置付け

- 婦人保護施設の利用は、現在は婦人相談所からの措置となっているが、他の福祉サービスのネットワークの中に入れて、市区町村の契約ということも考えられるのではないか。
- 婦人相談所の全体的な役割、機能ということでは、女性支援を市区町村の中に位置付け、その上で婦人相談所が専門性を強化し、女性を支援する様々な関係機関の連携のコーディネーターとして広域的な役割を持っていくということではないか。
- 婦人保護施設の利用に当たって、母子生活支援施設と同様に福祉事務所からもストレートに入所依頼ができれば上手くつながっていくのではないか。
- 女性支援を市区町村の責務として、在宅福祉サービスのネットワークの中に位置付けるべき。これにより、その女性の課題に即して、市区町村による施設や民間シェルターでの一時保護を行うことができるのではないか。
- 一方で、婦人相談所は、より困難な課題をもって精神科判定が求められる女性、夫からの激しい追及が予想されるなど危機管理が必要な女性、夜間、休日の緊急保護のような、より専門的な支援を担い、その時々求められる新しいニーズへの対応を先駆的に検討していくという役割分担ではないか。
- 措置入所制度のために、ニーズがあってもたどり着かない制度の仕組みはとても大きな問題で、この仕組みを変えていかなければということをもものすごく感じている。
➤婦人保護施設入所につながらない理由(H29 調査研究)【参考資料2】P43～54
- 市町村は住民に近い部門、都道府県は広域的な行政サービスを担っており、自立支援については市町村のほうが様々な選択肢を持ち合わせている。そういったお互いの強みを生かした効率的な役割分担を考えたい。
- 遠方に避難することが必要ないケースでは、例えば市が直接一時保護などの調整ができれば、わざわざ都道府県に1か所しかないような遠くの施設まで行かなくても済み、ケースの個別性に応じた支援が提供できると思う。

	○ 一方で、市町村といっても規模や地域の状況は様々で、市によっては一律に法的な位置付けを与られてもリソースがないので困るといったところもあり、例えば複数の市町村による連携を単位として考えるなど柔軟な考え方も必要。 国と地方の責務 ○ 国に実態に応じた十分な運営指針がない。支援の地域格差が大変大きい。どこにいても平等な支援が受けられる、ナショナルスタンダードがない。 ➤ 婦人保護事業の実施要領について (S38. 3. 19 厚生省発社 34：事務次官通知) 【参考資料 1－1】 P15～23 ○ 女性のニーズに応じた自立支援の仕組みをつくること。そして大事なことは国及び地方公共団体の責務を明確にすること。 ➤ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書 (H30. 3) 総合考察 2. 制度上の課題 (1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化 (2) ナショナル・スタンダード、基本方針の欠如 (4) 婦人保護事業における市区との連携と位置づけ
◆ 支援の実施機関に求められる役割・機能について	婦人相談所 ○ 婦人相談所の全体的な役割、機能ということでは、女性支援を市区町村の中に位置付け、その上で婦人相談所が専門性を強化し、女性を支援する様々な関係機関の連携のコーディネーターとして広域的な役割を持っていくということではないか。【再掲】 ○ 婦人保護施設の利用に当たって、母子生活支援施設と同様に福祉事務所からもストレートに入所依頼ができれば上手くつながっていくのではないか。【再掲】

- 措置入所制度のために、ニーズがあってもたどり着かない制度の仕組みはとても大きな問題で、この仕組みを変えていかなければということをもものすごく感じている。【再掲】
- せっかくよい施設があっても、婦人相談員や婦人相談所が入所のハードルを上げている。措置のあり方、入所の仕組みを見直すべき。
 ➤婦人保護施設の入所者数及び定員の推移(H28 実施状況報告)【参考資料2】P55
- 児童福祉では、虐待ケースというよりは非行ケースとして扱われてしまうところもあり、特に性的搾取や性売買に関わった少女たちは、一時保護所や児童福祉施設で受け入れるのが難しいとはっきり言われてしまうこともたびたびある。その少女たちがもっと婦人保護施設を使えるようになってほしいが、婦人保護施設の入所のハードルがものすごく高く、結局なかなかそれだけの受け皿がない。
 ➤一時保護につながらない理由(H29 調査研究)【参考資料2】P43～54
- 婦人保護施設に、直に入れば一番いい。制度を使わなくてもいい子もいる。まず受け入れる、それから制度をつける、そういう考え方も必要。
- 保護を要する女性のニーズと提供される一時保護の枠組みにミスマッチが生じており、一時保護の対象枠組みを見直し、実現するための条件整理が必要。また、市町村に向け一時保護の共通理解の熟成を図ることが必要。
- 児童虐待では法改正により児童相談所から市町村への送致が始まり、リスクアセスメントに基づいた連携が行われるようになってきている。女性福祉においても同様に、DV等で加害者からの避難が必要なケースとそれ以外の自立支援につなげていくケースに分ける方策が必要。
- 一時保護委託制度を抜本的に見直すべきで、出来高払いではなく、シェルターの継続的運営に必要な経費補助がなされるべき。お金がかかる、かからないで必要な支援先が選べないということは、法の平等からあってはならない。
 ➤婦人相談所が行う一時保護の委託について(H23.3.31 雇児発 0331 第20：局長通知)
 【参考資料1－1】P50～53

➤ 婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について (H15. 1. 29 厚生労働省発雇児 0129001 : 事務次官通知)

【同】 P54, 55

- 婦人相談所の一時保護は本当に緊急保護。障害や高齢の方を受けるのは設備的に難しいので、婦人相談所がまずは相談を受けた後、専門性を持ったシェルターに一時保護委託ができたらと思う。
- 一時保護委託の対象がDV被害者とストーカー被害者等と規定されていて、ホームレス、売防法の方は一時保護委託ができない。ここは背景に関係なく、必要な方がどこにでも行けるような仕組みは必要。
- 一時保護所については、プライバシーに配慮したユニバーサルな環境を整えていくことも必要。例えば民間団体等の資源がある地域によっては、民間委託による一時保護先の確保に重点をシフトしてはどうか。民間のほうの利用者のニーズに柔軟に対応できるので、こうしたニーズに対して民間が行政からの委託の受け皿となるようにさらに取り組みを進めることで、行政のスリム化と民間団体の財政的安定の両方を図ることが可能ではないか。前提として、都道府県の判断に委ねられている入所基準を含め、ハード、ソフト面にわたるナショナルスタンダードが必要。

婦人相談員

- 婦人相談員の業務は多岐にわたり専門性を有する相談業務だが、所属する都道府県、市区が婦人保護事業の一機関である婦人相談員の業務を理解しているかという点については、なかなかこの婦人保護事業のわかりにくさというところがあるのではないか。そのことが、婦人相談員の雇用の不安定な状況と重なる。一年契約で、毎年、来年も続けられるのかという不安で、不安定な雇用条件の下で仕事をしている婦人相談員がほとんどという現状は、市町村での婦人保護事業の位置付けがないということと重なっている。

➤ 婦人相談員の年齢別配置状況 (H28 実施状況報告) 【参考資料 2】 P15, 16

婦人保護施設

- 婦人保護施設を必要としている人が利用できない婦人保護施設になっている。婦人保護施設を利用できたという思いがあるのに、利用する側にあまりにも寄り添えていない仕組みで、結局諦めて、生活保護を受けて一人単身でアパート暮らしをするといった現状がある。

- 立ち直りから生活の再建、そして自立していくというプロセスを、一貫して息長く寄り添って支援をしていくということが大事。その際、上から目線ではなく本人の自立の意思を大切に、福祉という措置から契約への転換ということが重要。
- 婦人保護施設は何をやる場所か。入所時の目的は就労自立とされているがそうではない。私たちがすべきは、たくさんの被害を受けた、虐待を受けた女性たちに対して、きちんと心の回復支援を主軸にするべきだと考えている。
- 市の立場からは、婦人保護施設は非常に縁遠く、県を通して間接的にしか関われない。相談員にとっても、入所者にコンタクトするのに県を通してでないと話ができないというような感じが有り縁遠い。
- 売春防止法を根拠とすることの限界がある。24時間365日、婦人保護施設は対応している。支援する職員が足りない。国基準では支援員が2名。自立支援という考え方ではなく、「見ていけばいい」という捉え方だったと推察する。

➤婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(H14.3.27 厚生労働省令 49)【参考資料1－1】P44～49

➤「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書（H30.3）

総合考察

1. 運用上の課題

（3）婦人相談所一時保護所、婦人保護施設の環境整備

2. 制度上の課題

（1）人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化

（3）婦人保護施設入所に関わる体制

◆民間シェルター等の関係団体との連携について	<u>退所後の自立支援</u> ○ 民間シェルターに特徴的なことは、シェルターを退所した後のお付き合いが長いということ。当事者の困難はシェルター退所後に大きくなる。どこに住むか、どういう仕事ができるのか、子どもたちがまたPTSDで苦しまないか、自分自身がまた新しい職場で被害に遭わないか。様々な問題に向き合いながら、当事者は一步一步新しい生活を固めていくが、その本格的な自立回復支援を担っているのは、多くは民間シェルターである。 ➤DV被害者等自立生活援助モデル事業の実施について(H26.3.24 雇児発 0324 第3：局長通知) 【参考資料1－1】P56～66 ○ 様々に広がる支援格差、官民の支援格差と自治体間支援格差、専門機関の間での支援格差も大きく広がっている。そういった意味での支援格差の広がりを、どこでどう解消していくかというのは大きな問題。その格差の中で、特に民間支援団体は財政的支援が薄弱。緊急一時保護から回復支援までの長いスパンをカバーする事業委託を請けることができれば、支援の専門領域に応じた様々な財政措置を受けることができるのではないかな。 ➤婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について(H15.1.29 厚生労働省発雇児 0129001：事務次官通知) 【参考資料1－1】P54, 55 ○ 今後、高齢者、子ども、若年女性、妊娠出産するハイティーンの子ども、アジアの外国人など、シェルター機能は特化・専門化されていくであろう。そのときに、公的なDVセンターが相談から自立支援までを行うのは無理なことで、支援に特色を持った、スキルや経験のある支援団体に役割を渡すことが重要。 ○ 本人や同伴児童への心理的ケアについては、母子の回復プログラム・並行プログラムのシステム化を提案したい。親子回復プログラムについては、実績のある民間団体への委託事業として予算化してほしい。【再掲】
-------------------------------	---

財政的支援

- 民間シェルターの課題は何をさて置いてもお金の問題。お金がないので優秀なスタッフを抱え込むことができない。次世代の育成に問題がある。DV防止法世代と呼ばれている第一次民間シェルターの活動主体は、今はもう60代から70代が主力になっており、若い人材の確保が財政上の問題から大きな課題。特に専門職としての支援員を養成することがなかなか難しいところにきている。
- 民間団体との連携について、行政ができない部分、縛りのある部分において、民間団体と連携しながら支援することが必要。民間団体の活動費に是非とも予算をつけてほしい。
- 一時保護所については、プライバシーに配慮したユニバーサルな環境を整えていくことも必要。例えば民間団体等の資源がある地域によっては、民間委託による一時保護先の確保に重点をシフトしてはどうか。民間のほうの利用者のニーズに柔軟に対応できるので、こうしたニーズに対して民間が行政からの委託の受け皿となるようにさらに取り組みを進めることで、行政のスリム化と民間団体の財政的安定の両方を図ることが可能ではないか。前提として、都道府県の判断に委ねられている入所基準を含め、ハード面、ソフト面にわたるナショナルスタンダードが必要。【再掲】
 - 婦人相談所に関する政令(S32.4.1 政令 56)【参考資料 1－1】P34～38
 - 婦人相談所設置要綱について(S38.3.19 厚生省発社 35：事務次官通知)【同】P39～41
- 自立支援に関しては、民間にも間口を広げて、補助や委託ができるように正式に事業化するなど、民間団体の資源の積極的な活用と財政的支援をセットで考えていくことが必要。
 - DV被害者等自立生活援助モデル事業の実施について(H26.3.24 雇発 0324 第3：局長通知)【参考資料 1－1】P56～66
- 民間団体は大変基盤が脆弱である。それだけでなく、管理運営面のスキル不足、人材育成、こういった基盤がきちんできていないというところがある。しかも、公的機関と民間の間の連携が不足している。

その他

- とにかく少女たちに足を運んでもらいやすくして、その団体の雰囲気や活動を知ってもらって、連絡先を伝えて、顔の見える関係性になるということをしていきたい。そうすることで、困ったときに気軽に連絡してもらえる関係性をつくることができる。
- 性被害を受けてからの保護では遅い。そのおそれがある段階で事前の保護をきちんとするということが重要。その意味で民間支援団体の活動はとても大事で、これを制度上きちんと位置付けることが必要。
➤平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業の実施について (H30. 5. 28 子発 0528 第 1 : 局長通知)
【参考資料 1 - 1】 P67～76
- 支援の流れ全体について公民の対等なパートナーシップにより進めていくこと、民が公の下請けにならないということが必要。民間の得意な分野については、委託や補助の形で民間に任せていくことが大事。財政面のみならず、組織運営や人材育成といった面で民間の団体を育てていくということが必要。
- 新たな支援の仕組みを作る際には、様々な民間支援団体を重要な社会資源として、対等な機能と役割をもった存在として位置付けることが重要。

＜ 3. 他法他施策との関係や根拠法の見直しについて＞

項目	意見
◆他法他施策との連携の推進について	支援ネットワークの構築 ○ 婦人保護事業の支援ネットワーク連携会議の設置が必要。児童相談の分野において要保護児童対策地域協議会があるように、婦人保護事業においても関係機関連携会議の設置が望まれる。 ○ 女性福祉は本人の意思尊重が支援のベースとなっているため、周りからは支援の姿勢や方針がわかりづらい。例えば、児童虐待の担当者からすれば、なぜ本人の言いなりなのか、施設退所させるべきでないのになんで引き止めなかったのかというような発言につながっていくことがある。要対協と同じようなしっかりとした仕組みづくりは必要。 ○ 連携という意味では、大変関連の深い医療や福祉、こういったところと連携が不足しているところが多くある。 母子生活支援施設 ○ 特定妊婦に関しては、制度上、母子生活支援施設の利用ができないため、各自治体で独自に取り組みがなされている。母子生活支援施設に緊急一時保護して、出産してから通常の入所手続きをとる方法で支援をしている。特定妊婦の母子生活支援施設などへの入所が、普通の入所措置として、制度として作られていくといいと思う。 ➤婦人相談所が行う一時保護の委託について(H23. 3. 31 雇児発 0331 第 20：局長通知) 【参考資料 1－1】P50～53 ➤妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について(H23. 7. 27 雇児福総発 0727 第 1、雇児福発 0727 第 1、雇児母発 0727 第 1：課長通知)【同】P77～82 ○ 婦人相談所と母子生活支援施設の関係は、一時保護の委託を請けることは可能だがそれほどつながりがよくない。婦人相談所だけではなく、児童相談所ともあまりつながらない。なぜなら、母子生活支援施設は市町村事業で、婦人相談所、児童相談所は都道府県事業。ここがつかない理由のひとつで、何とかこれをつなげていきたいと思う。 ➤売春防止法第 36 条の 2（婦人相談所長による報告等）【参考資料 3】P5

児童福祉法との関係

- 16、17歳で母親になった相談者の方が結構いるが、その子がまだ、そこまで子どもを育てるところまで決意できず迷いがある中で、女性支援の方は母親としてどう生きていくかが先にきてしまう。私たちはそもそもまだ子供だよねというところで、子ども期の保障をするというところは、今度はまた児童福祉法がしっかりこの子を子どもとして守っていくということも大事なところがある。法律の下で守られるという視点も大事だし、でも子どもということも大事だし、そこはもっと深く議論されなければならないことかなと思う。
- 性虐待を受けた子どもはリアルタイムではそのことを言わない。婦人保護事業に関わる年代になってやっと出てくるが、婦人相談所には調査権がないため、性虐待を受けた、その客観的事実を児童相談所からもらえない。

その他

- 関わる切り口、場面が、それぞれの福祉法によって散りばめられ分解されている。そこをどうつなげて、どう情報共有して、一貫したその女性の支援ができていくかということは非常に大切。
- 様々な福祉法が乱立していて、様々な危機感があって、それぞれのファクターで専門性がある機関や仕組みがあって、そこをコーディネートするのはどこなのか。婦人相談所が広域的に自治体のコーディネートをするべきだとの思いはあるが、これだけ様々な福祉法のすべてをコーディネートするとしたら、誰がどうやってしていくのか。
- 他法他施策優先については削除すべき。より柔軟に関係機関との連携を図り、年齢や管轄で区切るものがない一貫した支援のあり方が必要。【再掲】

➤ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書（H30.3）

総合考察

3. 連携の仕組の構築

◆売春防止法の見直しについて	➤売春防止法【参考資料 3】P1～6 理念等の見直し ○ 売春防止法はそもそも第 4 章の問題ではなく、第 1 章から第 3 章もすべて含めて、何を目的としてどういう建て付けでという、基本のところが非常に本当は問題である。 ○ 売春防止法の第 1 章について、ここは女性の人権擁護を明確に位置付けてほしい。売春防止法にある女性蔑視や差別に対し、根本を改正するところから始めるのが本筋ではないか。 ○ 婦人相談員が支援する対象は処罰の対象ではなく支援の対象。売春をしている女性は犯罪者ではなく被害者である。第 2 章第 5 条、第 3 章を廃止することで、被害女性を転落女性とみるなどの差別的な表現を削除して、性の侵害を受けた女性の人権を擁護する法律となるよう改正を望む。 ○ 韓国では買春禁止法ということで、買春の取り締まりも始まっている。運用を変えるだけでは駄目で、売春防止法の、女性差別や支援が書かれていないところを変えていくべき。 ○ 売春防止法の基本的なところを見直すことより、緊急にやることがある。 ○ 売春防止法の見直しについては、婦人相談所の名称にしても、女性という文言に変えてほしい。 ○ 第 4 章の見直しについては、第 35 条の 2 の「婦人相談員を委嘱することができる」を、都道府県と同じ「委嘱の者とする」と改正してほしい。また、第 35 条の婦人相談員の要件について、人権意識が高く、女性の支援に必要な経験、熱意を持ち、男女共同参画社会の実現を妨げる女性への暴力についての識見を備えた者のうちから委嘱するものとする」と改正を願う。 ○ 用語の見直しについては、婦人を女性、收容を入所、保護更生は自立支援、收容保護は入所支援、指導は支援、要保護女性は要支援女性と直せるのでは。
-----------------------	--

- 結局は今の状態が売防法を根拠にしているが故に、いわゆる犯罪者としての面と、要保護として被害者としての面を有している女性を一緒に扱っている。これはすごく矛盾している。その結果、収容施設化している。
- 売防法全体を改正すべきだが、そこまで検討しないというなら、婦人保護施設にいる人たちは犯罪とは一切関わりないという安心感を与えるような、建て付けの検討が必要。

新たな法体系

- 売春防止法は女性が処罰をされる法律。売春防止法5条で処罰された女性はまだ今でも手錠を掛けられている。女性たちは犯罪者ではない。女性たちは福祉的な支援が必要な女性たち。売春防止法には人権保障の概念がない。自立をさせられる支援の仕組みがない。専門性がない。そして何よりも、一人ひとりを支える個別性が必要。私たちは、これらの自立を支えるための支援の仕組み、そのために新しい支援体制を考えている。
- 婦人保護事業を超えた新しい枠組みに是非取り組んでいきたい。女性自立支援法、いま仮称と称しているが、新しい法律が生まれていくべき時。
- 総合支援法、生活困窮者自立支援法などの考え方を取り入れた法整備を望む。
- 回復支援のサービスを受ける権利主体としてきちんと位置付けられる、そういう法制度がどうしても必要。損害された人権を確立するための支援法が今、最も求められている。措置、収容、指導というふうに散りばめられた売春防止法の下では、本来の意味での女性支援は成立しないというのは明らかな事実。その課題と限界は明らかになっており、私たちは女性の人権の確立を目指す、売春防止法に代わる新たな女性支援の根拠法を急いで作る必要がある。この根拠法は、当事者主体はもちろん、暴力を根絶するためのジェンダー平等法としての機能をきちんと果たすものであることを心から願う。
- 困難な問題を抱える女性への支援ということを考えるときに、売春防止法を根拠法令とすることは、もうこれは全くそぐわない。売春をやめさせるとか取り締まるとか、あたかも女性に非があるような視点を感じさせる法令を基にして、女性の支援だっていうことは、ここをそもそものところで止めることがないと、本当に苦しい思いの人に届くのかと思う。

	○ 性被害を受けた人たちの保護、それから立ち直り、生活の再建、自立支援。こういったことを進めていく包括的な対策が必要だとすると、売春防止法第4章の保護更生では、性被害からの立ち直りや自立の支援はできない。ここは、こういう趣旨に合った新しい法律が、売春防止法とは別に必要。 ➤ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書（H30.3） 総合考察 4. 根拠法である売春防止法に関する課題
--	--